

監理団体を対象とするワークショップを開催しました

令和3年12月6日、7日の2日間において熊本労働局大会議室にて、監理団体（技能実習生を雇用する事業主（＝実習実施者）を実習監理する日本国内にある営利を目的としない法人）を対象とするワークショップを開催しました。

参加した監理団体数は、令和3年12月6日は7団体、同月7日は9団体でした。

今回のワークショップについては、議題である「年次有給休暇の取得促進」について、議論をより深めるために、熊本働き方改革推進支援センターから職員を招いたのみならず、技能実習制度の観点から年次有給休暇の取得促進を図るため、外国人技能実習機構福岡事務所熊本支所から担当職員を招いたうえで説明を行うなど、法制度を十分に理解したうえで年次有給休暇の取得促進に関する議論をしました。

当日の会次第は以下のとおりでした。

- 1 主催者あいさつ
- 2 雇用環境・均等室説明
- 3 オリエンテーション
- 4 年次有給休暇の取得促進における労務管理について
- 5 外国人技能実習機構からの説明
- 6 ワークショップ（議論開始）
- 7 発表
- 8 講評
- 9 質疑応答等

ワークショップの状況は以下のとおりでした。

- 1 主催者あいさつ （熊本労働局長 木下 正人）



木下労働局長から

- ・今回、ワークショップの参加対象者は監理団体であり、本取組は全国的にも非常に珍しいこと。
 - ・ワークショップで得られたことを傘下の実習実施者に伝えていただくことでより良い職場環境を構築し、ワークライフバランスを促進していただくことで技能実習生の保護を図っていただき業界全体の意識向上に貢献していただきたいこと。
 - ・技能実習生には年次有給休暇を上手に取得していただくことで、日本での働き方、技術のみならず日本の文化等も持ち帰っていただきたいこと。
- 旨のあいさつを行いました。

2 雇用環境・均等室説明（雇用環境・均等室長 桑原 光照）



桑原室長から、

- ・妊娠した技能実習生が安心安全に、妊娠・出産等の時期に過ごすことができるよう相談しやすい職場環境を作っていただくために母国語による事業主への支援を行っていただきたいこと。
 - ・妊婦からの相談があった場合等には地方公共団体等を案内し、母子手帳と地方公共団体におけるサービスを教えてもらってほしいこと。
 - ・技能実習生に対しても労働基準法、男女雇用機会均等法等が適用され、妊娠・出産、産前産後休業が取得したことなどを理由とする解雇等の不利益な取扱いが禁止されていること。
- 等を説明しました。

3 オリエンテーションにて資料や当日の流れを説明いたしました。

4 年次有給休暇の取得促進における労務管理について

（熊本働き方改革推進支援センター 社会保険労務士 吉村 章志氏）



吉村氏から、

- ・技能実習生に対しても労働基準法の適用があり年次有給休暇の付与が必要であること。
 - ・年10日以上の年次有給休暇を付与された技能実習生に対しても年間5日以上の取得が義務付けられていること。
 - ・取得促進の1つの方法として年次有給休暇の計画的付与があること。
- 等を説明しました。

5 外国人技能実習機構からの説明

(外国人技能実習機構福岡事務所熊本支所 指導課長 藤本 寛)



藤本課長から、

- ・1年間に5日間の年次有給休暇を与えていない事案が散見されること。
- ・監理団体として実習実施者に対して適切な監査を行っていただきたいこと。

・妊娠・出産の事案についても人権侵害行為がないように実習実施者を監査していただきたいこと。

等を説明しました。

6 ワークショップ

12月6日、7日の両日ともに参加者を2班に分けて、年次有給休暇の取得促進について主に①年次有給休暇の取得阻害要因の観点②年次有給休暇を取得したくなるようなルールづくりの観点を中心に、自由に議論しました。

以下、議論の中で発表された主な発言の骨子を記載します。

①について

- ・年次有給休暇を取得してもやることがない。
⇒地域の行事や日本語の資格勉強の時間に充てることはどうか。
- ・未だに年次有給休暇に関する知識が乏しい。
⇒監理団体として実習実施者を適切に指導すること。
- ・計画的に年次有給休暇を取得することが困難。
⇒事業における年間のスケジュール調整を行うこと。

②について

- ・技能実習生の出身国における行事（※春節・テト）等に休暇を充てること。
※春節…中国における旧正月のこと
テト…ベトナムにおける旧正月のこと
- ・あらかじめ、労働者（技能実習生）全員で話し合って取得すること。

ワークショップの風景



ファシリテーターによる説明



7 発表

各班の発表者が取得促進に関する現状と提案等を発表しました。

8 講評について（雇用環境改善・均等推進指導官 藪 正太）



藪指導官から

- ・各班の発表については、総じて年次有給休暇の取得促進に関する意識が高かったこと。
 - ・監理団体には年次有給休暇の取得促進以外についても、実習実施者に対して適切な実習監理を行っていただきたいこと。
 - ・適切な実習監理を行っていただくことで、業界全体の遵法レベルを引き上げていただきたいこと。
- を説明しました。

9 質疑応答等

雇用環境均等室における一般的な業務内容に関する質疑がありました。

また、同時に本ワークショップにおけるアンケート調査への協力を行いました。

10 まとめ

任意にご回答いただいたアンケート調査の結果、ワークショップ全体における評価は以下のとおりでした。

	とても有意義	まあ有意義	有意義でない	とても有意義でない
ワークショップ全体の評価は	13	1	0	0
(意見)	第一回目だけでなく、他の議題も取り上げてほしい。			
	コロナ禍で仕方ない面があるが討議が聞き取りづらかった。			

評価としては4段階のうち、「とても有意義」が13件と大半を占めていました。また意見欄については、他の議題も取り上げてほしいという意見があった一方、コロナ感染防止対策としてのマスク・衝立等により発言者の声が聞き取りづらいという意見があり、今後の改善に繋げる必要がある意見もありました。

評価などを加味すれば非常に有意義なワークショップであったと考えています。